沼津市 農業委員会だより

NUMAZU Agricultural committee NEWS

第 150 号
発行日 2025.2.15

▲渡邊祐樹さん　東椎路の圃場にて

緑を作る農業に誇りを

東椎路にお住いの渡邊祐樹（47）さんは、ねぎの栽培を始めて8年目になります。沼津ねがた白ねぎ部会の部会長を務め、株式会社やまがた園でお茶と「沼津ねがた白ねぎ」の栽培をしています。

「沼津ねがた白ねぎ」は、甘みが強くシャキシャキとした食感が特徴で、令和2年12月に「しずおか農林水産物認証」を受けた新しい沼津のブランド農産物です。渡邊さんは「よい沼津ねがた白ねぎを作るには、播種から60日以内の管理を慎重に行い、よい苗を作り、夏の酷暑のダメージを抑えることが重要」と教えてくれました。渡邊さんの作る沼津ねがた白ねぎは有機肥料を100%使い、えぐみが少なく甘いという特徴があるそうです。渡邊さんのおすすめの食べ方はねぎの肉巻きとねぎ塩だれ。沼津ねがた白ねぎは加熱すると甘みも増し、豚肉との相性が抜群だそうです。

「今後はより沼津ねがた白ねぎの栽培面積を増加させると同時に、高品質なものを安定して作っていきたい。農福連携や農業分野において特定技能外国人の受け入れなどにも力を入れていきたい」と意気込んでいました。また、「近年は農業経営が苦しい状況にあるかもしれないが、緑を作る農業に誇りをもっていきましょう」と力強く語っていました。

難しい状況にあっても前向きによい方向へ進めるように努める、そんな姿に食卓を支える農業へのプライドを感じました。

フォト PHOTO ＆ スケッチ SKETCH

第 55 回沼津農林まつりが開催されました！

令和6年12月15日（日）、プラサヴェルデにて、「未来へ繋ぐ農林業、次の100年に向けて」をテーマに「第55回沼津農林まつり」が開催されました。

総計81の出店者による即売やワークショップと市内高校生によるステージ発表、そして農産物コンテスト即売会が行われ、約2万名の来場者で賑わいました。

今年も長野県上田市のりんごの即売や農産物コンテスト即売会では行列ができており、活気あふれる農林まつりとなっていました。

農林まつりでの様々な体験を通じて、楽しみながら農林業の魅力に触れていただけた様子が伺え、次の100年に向けて良いスタートが切れたと感じています。

山カフェを開催しました！

令和6年11月9日(土)に愛鷹山の茶畑にて、1日限りの緑茶カフェを開店しました。

お子様と一緒に参加された方やペット連れの方等、市内外から約110名の方にご参加いただきました。

日本茶インストラクターが一杯ずつ急須で丁寧に淹れたお茶を受け取った参加者は、駿河湾を臨みながらゆったりと沼津のお茶の香りや味を楽しんでいました。

参加者からは、「沼津茶にいろんな種類があることを初めて知った。」「家では上手に淹れられないので、美味しいお茶を飲めてよかった。」「ロケーションも最高だった。」「これからもイベントを続けてほしい。」との嬉しい声をたくさんいただきました。

沼津市農業委員会だより　第 150 号
発行・編集　沼津市農業委員会　〒410-8601　沼津市御幸町 16-1　TEL　055-934-4757

農業従事者のための年金に加入しませんか？

高齢化の時代、国民年金だけでは老後の生活に不安がございませんか？ある調査では農業者はその他の方より平均約3年寿命が長いことがわかっています。国民年金のみ受給の方の平均受給月額は一人約5万6千円となっており、農業者の皆様にも厚生年金のような上乗せの部分が必要になってきます。

そこでおすすめとなるのが農業者年金です。農業者年金は以下6つの特徴があります。①農業者が広く加入できる。②少子高齢化に強い積立方式・確定拠出型の年金である。（iDeCo加入者は加入できません）③通常加入であれば保険料の額が自由に決められる。④終身年金である。（80歳以前でなくなると死亡一時金あり）⑤税制面での優遇がある。（支払った保険料の全額が社会保険料控除となり、年金資産の運用益も非課税となる）⑥国庫補助がある。（要件を満たせば月最高1万円の補助あり）

加入の要件は20歳以上65歳未満であり、厚生年金加入者でなく、年60日以上農業に従事することです。人生百年時代、農業者年金に加入し安定した年金収入を。

【お問い合わせ先：沼津市農業委員会事務局　〒410-8601 沼津市御幸町16-1　TEL 055-934-4757】

農業施策に関する意見書を提出しました

沼津市農業委員会では、農業生産基盤の整備や農地利用最適化に関わる問題を幅広くくみ上げた意見書を提出するため、令和6年9月13日（金）に沼津市長を訪問面会しました。

市長との会談の席で、農業用施設等の老朽化や農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足が進むとともに、農産物の価格低迷や有害鳥獣の被害等により、廃業する農家や荒廃する農地が増加している現状を説明し、意見書への理解と課題解決のための協力を要望しました。

その盛土、大丈夫ですか？

農地改良のために盛土をする場合には、
①500㎥以上の盛土は、農地転用（一時転用）の手続きが必要です。
②場合によっては、盛土条例に基づく手続きが必要となります。
③盛土される土が耕作に適しているか、確認してください。

近年、農地を改良するために実施した盛土で、トラブルが発生しています。依頼した業者が農業に適さない土を入れたため、耕作を継続するのに支障が生じた事例があります。

農地を維持するために盛土をおこなう必要がある場合、上記の3点に注意をお願いします。

農地改良のための盛土をお考えの方は、農業委員会事務局までご連絡ください。また、ご不明な点などございましたら、事前にご相談ください。

令和6年度のスマート農業導入支援事業補助金の受付が終了しました

本年度より導入されたスマート農業導入支援事業補助金につきましては、多くの皆様にお申込みいただき、予算額に達したため、受付を終了しました。

富士伊豆農業協同組合を対象とした「スマート農業技術の活用による産地活性化事業」では、みかん園地で自動航行ドローンを使った農薬散布実証試験を行い、実装に向けた改善点を確認することができました。

また、条件を満たした市内の個人、農業法人等を対象とした「スマート農業技術の活用による農作業省力化等事業」では、一輪車電動化キットや農産物鮮度保持装置の導入があり、利用者からは「労力が半減し、導入して良かった。」との声が上がっていました。

農業経営の効率化等に繋がることが期待されるため、来年度は予算を増額しての実施を検討しております。

農地を相続された方へ

農地を相続等で取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。

［届出が必要な人］
相続（遺産分割、包括遺贈、相続人への特定遺贈）した者/時効取得した者/法人の合併・分割により名義が変更になった場合

［必要書類等］
農地法第3条の3第1項の規定による届出書（2部）/印鑑/農地の権利を取得した状況が分かるもの
(所有権移転後：登記事項全部証明書又は登記完了証 所有権移転前：遺産分割協議書)

［届出の期間］
権利を取得したことを知った時点から10か月以内

［届出先］
相続した農地のある市町村の農業委員会

［注意事項］
この届出は、農業委員会が農地の権利移動を把握するためのものです。この届出は、所有権移転登記に代わるものではありませんので、別途法務局にて登記が必要です。届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処されます。

［農地を相続された方へ］
所有者には農地の適正利用を確保する責任があります。（農地法第2条の2）荒廃した農地は、雑草の繁茂による花粉の飛散、病害虫や獣害の発生など周辺の農地に被害を与えるばかりでなく、産業廃棄物等の不法投棄などの誘因、火災発生など、周辺の環境を著しく悪化させる恐れがあります。
農地が適正に利用されずに放っておくと、30万円以下の罰金に処されることがあります。（農地法第66条）

［農地を所有している方へ］
自身が所有している農地の場所をご家族にも共有しておきましょう。またご家族へ届出が必要になることも共有しておきましょう。